

様式第 18 号の 1

施設使用許可申請書（新規・更新）

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者住所
（本店所在地）申請者の氏名
又は名称代表者氏名
（法人の場合）

市場施設の使用許可を受けたいので、福岡市中央卸売市場業務条例第 58 条（第 1 項・第 2 項・第 3 項）の規定により下記のとおり申請します。

記

使 用 の 目 的	
使用市場施設名	
位 置	
使 用 面 積	
使 用 期 間	自 年 月 日 年 間 至 年 月 日 日
摘 要	

福岡市中央卸売市場市場施設使用許可の条件（案）

福岡市鮮魚市場

（使用料）

第1条 福岡市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第69条第1項に規定する使用料は、許可を受けた市場施設（以下「市場施設」という。）の使用の有無にかかわらず納期限までに納入しなければならない。

（経費）

第2条 条例第69条第2項に規定する電話、電力、ガス、水道等の費用（以下「経費」という。）は、使用者の負担とする。

（延滞金及び遅延損害金）

第3条 第1条の使用料を納期限までに納入しない場合は、「福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例」に基づき延滞金を徴収する。

2 第2条の経費を納期限までに納入しない場合は、民法に基づき遅延損害金を徴収する。

（使用者の変更届等）

第4条 使用者の氏名、代表者、名称（団体名）、住所を変更したとき、又は市場施設を返還するときは、速やかに市長へ届け出なければならない。

（用途変更及び転貸等の禁止）

第5条 許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の用途を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

（原状変更の禁止等）

第6条 使用者は、市長の承認を受けずに建築、造作若しくは模様替をし、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。

2 使用者は、前項の承認を受けて建築、造作若しくは模様替をし、又は市場施設の現状に変更を加えようとするときは、あらかじめ、当該行為が下水道施設（下水立坑）に係る維持管理に影響を及ぼさないことについて、下水道施設（下水立坑）の関係者と協議及び調整を行い、確認したうえで、土地を所管する福岡市鮮魚市場の承認を受けなければならない。

（目的外使用の禁止）

第7条 市場施設は使用許可書の使用目的以外の用途に使用してはならない。

（返還及び返還時の原状回復）

第8条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は認定若しくは使用許可の取消しその他の理由によ

り市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。

(補修命令)

第9条 故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した場合は、これを補修し、又は費用の弁償をしなければならない。

(事故及び盗難の防止)

第10条 市場施設の使用にあたっては、常に点検整理して、安全を確保し、事故及び盗難の防止に努めるとともに、これに必要な措置を講じなければならない。

2 通路等、共用する施設については、関係者と共同して危険防止に努めるなど施設本来の用途が十分機能するよう配慮しなければならない。

(使用場所の厳守)

第11条 市場施設を使用する場所は、許可を受けた場所とし、通路、駐車場及び当該許可を受けた場所以外の市場施設を使用してはならない。

(施設の維持)

第12条 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって市場施設の維持管理に努めなければならない。

(火災の防止)

第13条 使用者は火気取扱責任者を設置し、市長に届け出なければならない。

2 使用者は、市場施設の使用後は、火気及びその取扱いに十分注意するほか火災の予防について常時必要な措置を講じなければならない。

(清掃)

第14条 当該施設は使用後必ず清掃し、廃棄物は所定の場所に集積し、常に清潔な環境を保持しなければならない。

2 市場内には、ゴミその他の廃棄物を持ち込んで서는ならない。

(検査)

第15条 市長は、市場施設の適正な管理を図るために、必要があると認めるときは、当該施設について実地調査し、又は報告を求め維持管理並びに事故及び盗難防止について指示することができる。

(市場秩序の保持等)

第16条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益に反する行為を行ってはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要と認める時は、市場入場者（車両を含む）に対し入場の制限その他必要な措置をとることができる。

（許可の取消し等）

第17条 市長は、市場施設について業務の監督、災害の予防その他市場の管理上必要があると認める時は、使用者に対し、使用の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限、停止その他必要な措置を命ずることができる。

（市場施設の補修）

第18条 市長は、市場施設について補修を要すると認めるときは、いつでも工事を施行することができる。この場合において、使用者が工事施行のため損害をこうむることがあっても、本市は賠償の責を負わない。

（免責）

第19条 使用者が条例及び同施行規則（以下「規則」という。）に基づいて行う処分によって損害を受けることがあっても、本市はその賠償の責を負わない。

（条例、規則等の遵守）

第20条 前各条に掲げる事項の他、条例、規則及び関係法令を遵守し、これに基づいて発する本市職員の指示に従わなければならない。

施設使用許可書

施設許可第 号

住所
会社名
氏名

令和 年 月 日付の施設使用許可申請については、福岡市中央卸売市場業務条例第 58 条第 項の規定に基づき下記のとおり許可します。

令和 年 月 日

福岡市長 高島 宗一郎
(農林水産局中央卸売市場鮮魚市場)

記

使用目的				
使用市場施設名				
位置 使用面積				
使用料徴収 対象総面積				
月額使用料	1 m ² あたり		金額(税抜)	
使用許可期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
条件・制限				